

201001004A・B

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

最低所得保障制度の再構成

平成 22 年度 総括・分担研究報告書
平成 20 年度～平成 22 年度 総合研究報告書

研究代表者 岩村 正彦

平成 23(2011)年 5 月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

最低所得保障制度の再構成

平成 22 年度 総括・分担研究報告書
平成 20 年度～平成 22 年度 総合研究報告書

研究代表者 岩村 正彦

平成 23(2011)年 5 月

はじめに

本報告書は、厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)を受けて2008年度～2010年度に行った「最低所得保障制度の再構成」の総合研究報告書および2010年度の総括・分担研究報告書のである。

本研究は目的はつぎのようなものである。すなわち、市場経済の下でのセーフティネットたる最低所得保障制度について、公的年金、失業保険・失業扶助、公的扶助、障害者福祉、母子福祉等の諸制度を横断的に取り上げ、最低賃金制度および就労インセンティブとの関係にも着目しつつ、受給者の範囲、支給要件、給付水準、財源および各制度の相互関係等について比較法的研究を行い、その考察をもとに、今後の法制度設計・政策の方向性を模索・検討することである。

現在、1990年代の不況や2000年代の規制緩和政策等の結果として、長期失業者、若年無業者、不安定労働者、フリーターを含む低賃金労働者等が増加する一方で、国の財政状態は依然として厳しく、そうした状況の中で最低所得保障制度をどのように法的に再構成するかが法的に議論されるに至っている。この議論の焦点の一つは、就業年齢にある低所得者の増加に伴い、最低所得保障制度と就労意欲や最低賃金との関係をどう法的に整理するかである。

生活保護、障害者や就労所得の不十分な者を対象とする基礎年金、母子家庭等を対象とする母子扶養手当、失業者を対象とする雇用保険等の各種制度が最低所得保障に関して果たす役割とその相互関係を労働法的視点も加えて制度横断的な視角から検討した法的研究の蓄積は十分とはいえない。また、法制度設計を考える上で有益な比較法的研究も、主要国の最低所得保障制度および関連諸制度を横断的に考察した上で、制度設計の違いの背景にある経済的・社会的要因、法的要因等について考察し、その全貌と詳細を明らかにしたものは乏しい。

そこで、本研究では、フランス、ドイツ、スウェーデン等の主要国を複数取り上げ、かつ狭義の最低所得保障制度に限定せず、関連諸制度、最低賃金、就労インセンティブまでを視野に入れて労働法的視点も加えて制度横断的な視野から最低所得保障制度に関する比較法的考察を行い、法的論点を析出して分析し、今後の政策策定および制度設計に役立てることを目指した。

本研究は3か年の計画であり、2010年度をもって終了した。そこで、最終年度では、前々年度、前年度に引き続いて研究の基礎となる資料・文献や情報の収集を行うとともに、研究対象の幅を広げ、あわせて比較法的な研究の一環として海外調査(フランス・スウェーデン)を行った。

本研究は法学のアプローチによって最低所得保障制度に関する研究を行うことから、本研究においてわれわれが用いた研究方法は法学・比較法学のオーソドックスなものである。すなわち、①わが国および主要国の社会保障一般、社会保障法、公的年金制度一般、第一号被保険者等に関する基礎的な文献・資料の収集、②わが国の最低所得保障制度、とくに生活保護等に関する現況や政策の動向についての実務家・行政担当者からの聞き取り調査、③主要国の最低所得保障制度、社会福祉制度、自立支援・就労支援施策やそれをめぐる諸問題についての現地での海外調査、④主任研究者・分担研究者・研究協力者による研究会を開催しての論点の析出や分析視角に関する議論、という方法によっている。

以上の方法を取ることによって、主要国の最低所得保障制度およびそれに関連する諸制度・諸施策について、今後の研究活動の基礎となるべき知見を得ることができた。

2011年5月
研究代表者
岩村正彦

研究メンバー

研究代表者

岩村正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授

研究分担者

嵩さやか 東北大学大学院法学研究科准教授(2008年度および2010年度)

中野妙子 名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授

関根由紀 神戸大学大学院法学研究科准教授

渡邊絹子 東海大学法学部准教授

研究協力者

太田匡彦 東京大学大学院法学政治学研究科准教授

笠木映里 九州大学大学院法学研究院准教授

黒田有志弥 国立社会保障・人口問題研究所研究員

神吉知郁子 東京大学グローバル COE 特任研究員

永野仁美 上智大学法学部准教授

島村暁代 東京大学大学院法学政治学研究科助教

(肩書きは、いずれも 2011 年 5 月現在のものである)

目次

第1編	平成22年度 総括・分担研究報告書	7
第2編	平成20年度～22年度 総合研究報告書	22
第1章	フランスの最低所得保障制度 —就労促進機能強化を最大目的とした「活動的連帶給付(RSA)」 関根由紀	23
第2章	福祉的就労に従事する障害者の所得保障:フランス 永野仁美	33
第3章	ドイツの最低所得保障制度—求職者基礎保障を中心として 渡邊絹子	43
第4章	生活保護制度をめぐる裁判例の研究 中野妙子	56
第5章	アメリカの稼得所得税額控除 (EITC) —社会保障制度としての意義に関する若干の考察 黒田有志弥	70
第6章	英仏の給付付き税額控除制度の特徴と最低賃金制度との関係 神吉知郁子	80
第7章	Droit social et travailleurs pauvres au Japon 岩村正彦	92
第8章	Nouvelles formes de protection sociale à la lumière des changements structurels 岩村正彦	122
第9章	地方公共団体および件労働局の訪問調査に関する報告 島村暁代	167
第3部	研究成果の別刷(別添5)	175

第 1 編

平成 22 年度 総括・分担研究報告書

(別添 1)

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

最低所得保障制度の再構成

平成 22 年度 総括・分担研究報告書
平成 20 年度～平成 22 年度 総合研究報告書

研究代表者 岩村 正彦

平成 23(2011)年 5 月

(別添 2)

目 次

I	総括研究報告(別添 3) 「最低所得保障制度の再構成」 岩村正彦	-----	9
II	分担研究報告書(別添 4)		
1.	「フランスの高齢者のための最低所得保障制度」 嵩 さやか	-----	14
2.	「フランスの最低所得保障制度」 関根由紀	-----	16
3.	「スウェーデンの最低所得保障制度」 中野妙子	-----	18
4.	「ドイツにおける最低生活保障制度」 渡邊絹子	-----	20
III	研究成果の刊行に関する一覧表(別添 5)	-----	22

[抜刷は報告書全体の末尾に添付]

I 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)) 総括研究報告書

最低所得保障制度の再構成

研究代表者 岩村 正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授

研究要旨

1990年代の不況や2000年代の規制緩和政策等の結果として、長期失業者、若年無業者、不安定労働者、フリーターを含む低賃金労働者等が増加しており、最低所得保障制度をどのように再構成するかが法的に議論されている。本研究は、市場経済の下でのセーフティネットたる最低所得保障制度について、公的年金、失業保険・失業扶助、公的扶助、障害者福祉、母子福祉等の諸制度を横断的に取り上げ、最低賃金制度および就労インセンティブとの関係にも着目しつつ、受給者の範囲、支給要件、給付水準、財源および各制度の相互関係等について比較法的研究を行い、それをもとに、今後の法制度設計・政策の方向性を模索・検討することを目指している。

研究の実施方法は、主要国(フランス、ドイツ、スウェーデン、アメリカ合衆国等)の社会保障制度全体、障害者福祉制度、母子福祉制度や自立支援・就労支援施策、最低賃金制度等について、国内外の文献・資料の収集・検討し、各国の最低所得保障制度および関連する諸制度・諸施策の背景事情、制度概要および特徴や問題点を分析し、その成果とわが国の最低所得等保障制度および関連する諸制度との比較するというものである。本研究は、3か年の計画であり、2010年度はその最終年度にあたり、今年度は、資料・文献や情報の補充的な収集を行うとともに、比較法的な研究の一環として海外調査(フランス・スウェーデン)を行った。

こうした作業によって、研究の対象としている各国の最低所得保障制度の基本的な枠組み等について研究を深化させることができた。その詳細は、分担研究報告書に記載のとおりである。

研究分担者

嵩さやか 東北大学大学院法学研究科准教授
中野妙子 名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授
関根由紀 神戸大学大学院法学研究科准教授
渡邊絹子 東海大学法学部准教授

A. 研究目的

現在、1990年代の不況や2000年代の規制緩和政策等の結果として、長期失業者、若年無業者、不安定労働者、フリーターを含む低賃金労働者等が増加する一方で、国の財政状態は依然として厳しく、そうした状況の中で最低所得保障制度をどのように法的に再構成するかが法的に議論されるに至っている。この議論の焦点の一つは、就業年齢にある低所得者の増加に伴い、最低所得保障制度と就労意欲や最低賃金との関係をどう法的に整理するかである。そこで、本研究は、市場経済の下でのセーフティネットたる最低所得保障制度について、公的年金、失業保険・失業扶助、公的扶助、障害者福祉、母子福祉等の諸制度を横断的に取り上げ、最低賃金制度および就労インセンティブとの関係にも着目しつつ、受給者の範囲、支給要件、給付水準、財源および各制度の相互関係等について比較法的研究を行い、その考察をもとに、今後の法制度設計・政策の方向性を模索・検討することを目的とする。

B. 研究方法

本研究は、平成20年度～22年度の3か年度にわたることを予定する研究であり、①研究テーマに関する国内外の文献・資料の収集、②既存の研究業績の検索・分析、③わが国の制度が抱える問題点の抽

出・分析、④フランス・スウェーデン・ドイツ等の調査・分析、⑤比較法的考察と全体の総括的な分析による課題の析出と今後の方向の提示、という方法で研究を進行させる。最終年度である平成22年度には、研究全体の取りまとめの基礎となる①③の作業に力点を置きつつ、④について、フランス・スウェーデンでの現地調査・資料収集を行い、それらの成果を元に今年度のとりまとめおよび研究全体の取りまとめを行った。

C. 研究結果

今年度は、フランスについては、昨年度に引き続き、2009年から本格施行されたRSA (*Revue de solicalité active*) について研究を展開することができた。まず、RSAは、実験的实施・制度評価という新しい政策手法が採用されたということもあって、フランスでも非常に注目を集めている。制度施行から2年ほどがたち、中間的な評価や研究者等による調査がなされているが、それによれば、一定の成果は上がっているものの、受給者層の制度理解が進んでいないこと、強化された就労支援のために潜在的受給者が受給を敬遠する傾向が見られるなど、問題点や批判もあるところである。

ドイツでは、稼働能力のある要扶助者を対象とする求職者基礎保障では、労働市場

への統合（参入）のための給付が最重要視されている。そして、最低生活保障に関する金銭給付である失業給付Ⅱは、前者に劣後する関係に置かれている。失業給付Ⅱに関しては、実施主体や給付の決定等について裁判所によって違憲判断が下された。そこで、これに対応するために2011年に法改正が行われ、基準給付額の引き上げ、子供の基準給付額を据え置きつつ、子供特有の需要に対応するための教育パケットの導入がなされた。他方で、実施主体については、基本法を改正することによって存続が図られた。

イギリスについては、給付つき税額控除制度についての検討を深めた。イギリスには、就労税額控除と児童扶養税額控除とがある。前者は、前年度の所得を元に毎年4月6日～翌年4月5日について額が決定されるが、家族構成の変動等に応じて適宜額は変更される。後者は子供の貧困に対応する仕組みである。これらの制度については、その実務上の運用が非常に難しく、過払い金の返還等の問題が生じていることが指摘されている。そして、2010年の政権交代に伴い、現政権は、これら2つの税額付き控除制度に加えて、所得補助や求職者手当までも取り込んで「普遍的税額控除制度」を新設する法案を議会に提出しており、今後の展開が注目される。

スウェーデンについては、今年度は、失

業保険を中心に検討を進めた。スウェーデンの失業保険制度は非正規雇用者でも失業保険給付を受給しやすい制度となっている。また、受給者に対する求職活動の支援は公共職業紹介所の役割であるが、それとの緊密な連携を失業保険金庫がとることによって求職活動の懈怠に対する支給停止等の措置は厳格になされている。失業保険は任意保険であるが、未加入者に対して定額給付を行う補足的な制度が用意されて一定の保障が行われると同時に、支給額が低額であるためモラル・ハザードの恐れは少ないと評価されている。

障害者については、前年度に引き続きフランスに関して研究を進めるとともに、主要先進諸国の障害者の所得保障制度を概観する研究を充実させることができた。

以上のほか、市町村の生活保護担当課等での調査も行い、現在進められている低所得者に対する自立支援等についての実務の状況の一端を把握することができた。

D. 考察

今回研究対象とした国々では、就労可能年齢にある長期失業者、若年失業者、母子家庭の母親等、就労活動が(程度の差はあれ)可能な障害者については、金銭給付を行うだけにとどまらず、就労インセンティブを付与する仕組みを導入するようになっている。その制度の枠組みは国によって

様々である。ただ、その具体的成果については、たとえばフランスでは、新制度に移行して間がないということもあり、必ずしも明確ではなく、また批判・問題点の指摘もなされている。ドイツでは、給付の硬直性等の問題が指摘され、違憲判決が出たことにより、給付水準の見直しや子供特有のニーズに対応するための教育パッケージの導入がなされている。給付付き税額控除の制度が導入されているフランス、アメリカ、イギリスでは、それによって低所得世帯に対して所得補助を行っているが、イギリスでは制度運用の困難さが指摘され、新しい枠組みへの切り替えが議会で審議中である。わが国でも、第2のセーフティネットと位置づけられる求職者支援給付の立法化がなされ、今後、議論をいっそう深める必要がある。

E. 結論

若年失業者の問題、長期失業者の問題、母子家庭等の貧困家庭の問題等に対して、今回の研究事業で考察対象とした先進諸国では、各種の最低生活保障給付(金銭給付)と様々な就労支援措置とを連携させることによって、対象者・世帯の社会参入を促進するアプローチを採用している。特に目新しい措置をとっていないのはスウェーデンであるが、同国でも従来の制度枠組みの中で就労インセンティブの維持・向上を図る

運用を行っている。低所得者に対する対策として、給付付き税額控除の仕組みも、アメリカをはじめとして、イギリス・フランスでも導入されているが、後2国ではその成果は現時点では必ずしも明確ではなかったり、実務上の運用の難しさ等の問題が指摘されているところである。

■ 研究の政策的含意

今年度の研究からは、生活を経済的に支えるのに必要な金銭給付を支給する最低所得保障制度に就労支援プログラムや就労活動への参加を組み合わせることで、就労による社会参加を促す方向の政策が、研究対象とした国々でほぼ共通して模索されていることが明らかとなった。ただ、いずれの国も、それらの施策に対する問題点の指摘や批判があるところであり、政策の具体化に当たっては、すでに指摘されている問題点等を考慮しつつ検討を深める必要があることが示唆されている。給付付き税額控除については、その制度設計の仕方によっては運用上、難しい問題が発生することが示唆されている。この点でも、具体化に当たっては、先行して制度を運営している国々の実情や他の社会保障制度との関連に十分に留意することが必要であることが窺われる。

F. 健康危険情報

なし。

研究の性格上なし。

G. 研究発表

①論文

高さやか「フランスの高齢者所得保障制度と日本への示唆」年金と経済 29 巻 3 号 11 - 17 頁 (2010 年 10 月)

Sayaka Dake « Le défi du gouvernement du Parti Démocratique au Japon. La problématique actuelle du système de pensions et le projet de réforme », Bulletin de droit comparé du travail et de sécurité sociale 2010, pp.3-19, 2010.

岩村正彦 "Droit Social et Travailleurs Pauvres au Japon", Zeitschrift fuer Japanisches Recht, 15. Jahrgang Herbst 2010 Nr.30, SS.33-50 (2011 年).

岩村正彦 「経済学と社会保障法学」社会保障研究 1 号 273-315 頁 (2011 年)

②研究報告

関根由紀 早稲田大学社会法研究会報告
「非正規・不安定労働者の社会的保護」
(2010 年 5 月 8 日)

関根由紀 国立国会図書館フランス法研究会報告「フランスの最低所得保障制度」(2011 年 1 月 14 日)

③学会発表

なし。

H. 知的所有権の取得状況

(別添 4)

II 分担研究報告書

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)) 分担研究報告書

「フランスの高齢者のための最低所得保障制度」

研究分担者 嵩 さやか 東北大学大学院法学研究科准教授

研究要旨

高齢者の最低所得保障政策は、2009 年衆議院総選挙にて民主党が最低保障年金の創設をマニフェストに掲げたことにより、にわかに注目を集めている。ただ、財源の確保をはじめとした多くの課題が山積しているため、民主党政権の年金制度改革の実現は困難が予想されるが、高齢者の最低所得保障のあり方を検討することは、今後の年金制度の方向性を決定する上で重要である。今年度は、本研究でこれまで行ってきたフランスの高齢者の最低所得保障制度の仕組みや最近の動向についての比較法的な研究を継続するとともに、そこから日本への示唆を引き出すことを目指した。

その結果、今年度の研究成果としては、公的扶助の受給に際しての高齢者の住居の活用についての日仏の違いを明らかにしたと同時に、現在議論されている最低保障年金について、年金制度への保険料拠出を受給に際し考慮する制度とするか否かにより、その意義・役割が大きく変わり、そのことが財源のあり方にも影響を与えうることが分かった。

A. 研究目的

日本における今後の高齢者の最低所得保障制度のあり方を検討するにあたり、フランスの高齢者のための最低所得保障制度の概要と近年の動向を調査し、そこから日本への示唆を得ることを目的に研究を行う。

B. 研究方法

上記の研究目的のため、①フランスの高齢者のための最低所得保障制度についての文献資料を渉猟し、その全体像と特徴を明らかにするとともに、②現在日本で検討されている最低保障年金をめぐる議論を国会審議や文献をもとに追跡することによって、今後の日本における高齢者のための最低所得保障制度のあり方を検討する。

(倫理面への配慮)

本研究は、具体的な人や動物を対象とした研究ではないため、倫理面での問題は生じない。

C. 研究結果

①現在の住居をそのままの形で維持しながら高齢者のための最低所得保障給付 (ASPA) を受給できるフランスの仕組みが日本と比べて優れていること、②フランスには租税を財源とした ASPA の他に、公的年金制度において保険料を拠出した者への拠出最低年金が存在し、その意義・役割が異なること、③日本で議論されている最低保障年金は、その受給要件の設定次第で ASPA に近いものとなるか、拠出最低年金に近いものとなるかが変わりうること、が指摘できた。

D. 考察

高齢者のための最低所得保障については、大きく分けて公的扶助で実現するのか、それともできる限り社会保険で行うのか、という選択肢がある。また、フランスのように、社会保険と公的扶助とを組み合わせつつ、保険料拠出を行った者とそうでない者との公平性に配慮した仕組みを指向することもできる。そこでは、高齢者の最低所得保障は保険料を介した連帯によるのか、あるいは租税を介した国民連帯によるべきなのか、という根源的な課題に取り組む必要がある。

結論

現在日本で議論されている最低保障年金の実現には財源の確保など実際上の課題もあるが、年金制度への保険料拠出との関連性を持たせるのか否かで、その目的・機能は大きく異なることがフランスの仕組みについての研究から明らかとなった。また、生活保護制度とは区別したものとして、租税を財源とした最低保障年金を設計する場合には、高齢者についてのみ生活保護とは異なる最低所得保障制度が導入されることの正当性に踏み込んで検討する必要があることが明らかとなった。

■研究の政策的含意

高齢者の最低所得保障については、とかく財源面についての課題に注目が集まるが、どの制度において実現するかによりその目的・機能が大きく異なることを認識する必要があると同時に、公的扶助との関係での存在意義と正当性についての議論が欠如すると制度全体の整合性が保てなくなる恐れがあるため、各制度の理念に立ち返った検討が必要である。

研究発表

1. 論文発表

嵩さやか「フランスの高齢者所得保障制度と日本への示唆」年金と経済 29 巻 3 号 11 - 17 頁 (2010 年 10 月)

Sayaka Dake « Le défi du gouvernement du Parti Démocratique au Japon. La problématique actuelle du système de pensions et le projet de réforme », Bulletin de droit comparé du travail et de sécurité sociale 2010, pp.3-19, 2010.

G. 知的所有権の出願・登録状況
なし

分担研究報告書

「フランスの最低所得保障制度」

関根 由紀 神戸大学大学院法学研究科准教授

研究要旨

我が国の最低所得保障制度は、近年雇用形態の多様化、とりわけ非正規労働の増加から、「ワーキングプア」と呼ばれる低所得労働者の増加、若年および中高齢の失業が長期化するという状況の中で最低所得保障制度全体の考え方、あり方を考え直す必要が認識されている。

特に雇用が不安定な者、労働市場から遠ざかってしまっている者に対しては所得保障と併せて社会生活支援・就労支援を行うことの重要性が論じられているが、社会保障の他の制度による保護との整合性も念頭に入れた総合的な検討が必要である。

また、低賃金且つ劣悪な労働環境、住居環境が労働者の生活意欲・就労意欲に及ぼす影響も生活保護実務では深刻な問題となっており、今年度は生活保護受給者が多い尼崎の福祉事務所を訪問し、就労支援に関する具体的な取組について調査を行った。

このような国内の状況を検討する上では、最低所得保障給付を就労促進と強く結びつけた新たな制度を 2009 年から実施し、熱心な政策評価を行っているフランスの活動的連帯所得制度も比較研究対象とすることに意義があり本年度も引き続きそれを行った。

A. 研究目的

我が国の低賃金・不安定雇用労働者、および失業者の所得保障を検討するにあたり、本研究の研究分担者として①比較法的観点からフランスの最低所得保障制度の最近の展開を調査し、②国内の生活保護実務及び事例の収集・分析、及び我が国最低賃金制度に関する研究分析から今後の低賃金労働の制度の課題と問題点を明らかにする目的に研究を行う。

B. 研究方法

上記の研究目的のため、①フランスの最低所得保障に関する文献資料/行政機関でのヒアリングをもとに、新たに実施された活動的連帯所得給付(RSA)制度を中心に最低所得保障制度の研究を継続し、

②日本およびフランスの最低賃金制度の研究と併せ所得保障と就労支援、その他の社会保障制度の整合的なあり方を探る。

F. 研究成果

近年我が国では最低賃金制度が生活保護制度との整合性を求める形で改正され、賃金と社会保障との関係の側面で低所得労働者の所得保障を検討する機会となった。

G. 考察

ワーキングプアの問題は社会保障や社会福祉制度に限られる問題ではなく雇用市場や雇用形態の在り方と併せて検討する必要がある。とりわけ非正規雇用の法制

度、最低賃金とも併せ、社会保障法と労働法の適切なバランスを考える必要がある。

結論

比較対象としている活動的連帯所得 RSA 制度はフランス国内でも注目度の高い制度であり、制度の実施手法においても政策評価を頻繁かつ体系的に行うという非常に革新的な側面を多く含んでいる。政労使に限らない多様なアクターが制度の設計・運用に関わっていることも、市民参加型の政策形成を模索する我が国の今後の自立支援制度の在り方を検討する上で示唆に富むものである。

■研究の政策的含意

今回、調査対象となっている制度は、あ

らゆる面で革新的な手法を取り入れており、研究対象として非常に興味深いものであり、且つ発足後間もないことからなお形成過程にあり、フランス国内での学術的議論は非常に豊富だという利点があり現時点で研究対象とすることに大きな意義がある。

研究発表

早稲田大学社会法研究会報告「非正規・不安定労働者の社会的保護」
(2010年5月8日)

国立国会図書館フランス法研究会報告「フランスの最低所得保障制度」
(2011年1月14日)

G. 知的所有権の取得状況
なし

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

分担研究報告書

「スウェーデンの最低所得保障制度」

中野 妙子 名古屋大学院法政国際教育協力研究センター准教授

研究要旨

最低所得保障制度の受給者の範囲、支給要件、給付水準、財源および関連諸制度との総合関係をどのように構築するべきかを考えるに当たっては、受給者およびそれ以外の低所得者の就労意欲との関係、関連する他の社会保障制度との関係も含めて考察する必要がある。今年度は、本研究の分担研究者として、スウェーデンの失業保険制度の仕組みおよび受給者の就労支援のための取り組み、失業保険と最低所得保障制度との制度的関係について調査し、わが国の制度のあり方に対する示唆を得ることを目指して比較法的検討を行った。

その結果、スウェーデンの失業保険においては、受給権を得るために要求される就労期間が短く、また部分的な失業の概念があるため、非正規雇用者でも失業保険給付を受給しやすい制度となっていることが判明した。また、受給者に対する求職活動の支援は公共職業紹介所の役割であるため、失業保険金庫が受給者の就労支援を独自に行うことはないこと、ただし公共職業紹介所との緊密な連携によって求職活動の懈怠に対する支給停止等の措置は厳格になされているということも明らかとなった。そして、スウェーデンの失業保険制度の最大の特徴として任意保険であることが挙げられるが、失業保険未加入者に対して定額給付を行う補足的な制度が用意されて一定の保障が行われると同時に、支給額が低額であるためモラル・ハザードの恐れは少ないと評価されていることなどが分かった。

A. 研究目的

今後の日本における最低所得保障制度のあり方を検討するため、本研究の分担研究者として、①比較法的観点からスウェーデンの失業保険制度の仕組みを調査研究する、②失業保険の実際の運用状況と受給者に対する就労支援策を調査する、③最低所得保障制度と失業保険の制度的関連性を明らかにすることを目的に研究を行う。

B. 研究方法

上記の研究目的のため、①スウェーデンの最低所得保障制度に関してこれまでに収集した文献資料とヒアリング調査の結果をもとに研究を継続するとともに、②スウェーデンの失業保険制度に関する文献資料の収集・分析をもとに失業保険制

度の概要を明らかにする、③失業保険の運営を担当する失業保険金庫においてヒアリング調査を行い、運用の実態と受給者に対する支援、未加入者に対する対応について調査する、④スウェーデンの失業保険制度と最低所得保障制度の制度的関連性を調査する、⑤スウェーデンのマルメ地方行政裁判所にて失業保険・最低所得保障制度を巡る訴訟の動向についてヒアリングを行う、⑥以上を踏まえて、日本の最低所得保障制度を巡る議論への示唆を得る。

I. 研究成果

スウェーデンの失業保険には、①受給権を得るために要求される就労期間が短く、また部分的な失業の概念があるため、非正規雇用者でも失業保険給付を受給し

やすい制度となっている、②受給者に対する求職活動の支援は公共職業紹介所の役割であるため、失業保険金庫が受給者の就労支援を独自に行うことはないが、公共職業紹介所との緊密な連携によって求職活動の懈怠に対する支給停止等の措置は厳格になされていること、③失業保険給付の中心的部分である所得比例給付は任意保険となっているが、失業保険未加入者に対して定額給付を行う補足的な制度が用意されている、④定額給付部分は事前の拋出を要しないが、支給額が低額であるためモラル・ハザードの恐れは少ないと考えられている、といった特徴があることが明らかになった。

考察

スウェーデンでも 2008 年の世界同時金融危機以降、雇用情勢が悪化し失業者数が増えているが、もともと非正規雇用者にとっても受給しやすい制度設計となっているため、失業保険制度の大きな改正は行われていない。むしろ、保守連立政権下で失業保険の適正化が図られてきている。失業保険未加入者や受給期間満了者については、補足的な保険や労働市場政策による給付が、失業保険と最低所得保障制度のはざまを埋める制度として存

在する。

結論

スウェーデンの失業保険は任意保険であり、制度設計のあり方が日本とは大きく異なる。しかし、給付水準のあり方（就労インセンティブを強めるために受給期間の長さに応じて支給水準が低減する）、公共職業紹介所との緊密な連携による厳格なコントロール、受給満了者に対する労働市場政策による支援などは、日本の制度にとっても参考となろう。

■研究の政策的含意

近時、緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）および訓練・生活支援給付を「第 2 のセーフティネット」として恒久化することが検討されているが、その制度設計についてはスウェーデンの失業保険未加入者や受給期間満了者に対する補足的な保険や労働市場政策による給付のあり方が参考となる。

研究発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

分担研究報告書

「ドイツにおける最低生活保障制度」

渡邊 絹子 東海大学法学部准教授

研究要旨

現在の日本は、経済不況を背景にして、失業者の増加、失業の長期化、ニート・フリーターといった若年無業者・不安定雇用の増加等、雇用をめぐる状況は悪化の一途を辿っている。このような社会状況に対し、就労支援などの雇用政策が検討されるのはもちろんのこと、生活困窮者に対する最低生活保障制度のあり方にも注目が集まっている。すなわち、生活困窮状態からの脱却を図るための就労支援等と最低生活保障のあり方をどのように関連づけ、国や地方自治体の厳しい財政状況の中で、どうすれば効果的・効率的な支援を行えるかが重要な課題となってきた。本研究の分担研究者として、今年度は、最低生活保障給付および実施主体に関して下された連邦憲法裁判所の違憲判決内容の検討および判決以降の制度改正の動きを把握することに努めた。

その結果、今年度の研究成果としては、最低生活保障給付のあり方に対するドイツ連邦憲法裁判所の基本的な考え方、その考え方に基づく基準給付額の算定および請求権のあり方のほか、子どもの貧困問題といった日本にも共通する課題への対応について示唆を得ることができた。

A. 研究目的

今後の日本における最低生活保障制度のあり方を検討するため、本研究の分担研究者として、比較法的観点から①求職者基礎保障の基準給付および実施主体に関する連邦憲法裁判所の違憲判決を検討する、②違憲判決後の制度改正の動きを調査することを目的として研究を行う。

B. 研究方法

上記の研究目的のため、①文献資料および昨年度実施したヒアリング調査結果を整理しつつ、連邦憲法裁判所の判決を検討するとともに、②改正の動向に関する情報収集を行うことによって、改正内容の把握に努める。

C. 研究成果

連邦憲法裁判所の違憲判決の検討からは、①最低生活保障給付のあり方に対する裁判所の基本的理解とともに、②具体

的な基準給付額の算定および請求権のあり方、③子どもの貧困といった日本にも共通する課題への対応について示唆を得ることができた。

D. 考察

最低生活を保障する給付をどのように算定するかは、人間の尊厳に値する生活を実現できるか否かの問題に直結する。具体的な給付額の決定においては立法裁量が認められるが、その算定方法については、国民の理解が得られるような透明性の高い、実情を反映することができる方法が採用される必要がある。そこでは情報提供のあり方も問題となる。また、子どもの貧困は負の連鎖を生じさせる要因となることから、その問題に対する適切な対応が求められる。

E. 結論

失業給付Ⅱに関する違憲判決からは、具体的な給付決定に際して、上記のような